第 23 回 ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合

提言（仮訳）

千葉県成田市
2025 年 10 月 28 日～30 日

1. 我々、ASEAN 加盟国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、タイ、東ティモール及びベトナム）及び日本の保健、社会福祉及び労働分野を代表する参加者、中国を含むオブザーバー、ASEAN 事務局、国際機関、地域組織などの関係するパートナーは、2025 年 10 月 28 日から 30 日まで千葉県成田市で開催された第 23 回 ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合（以下、「第 23 回会合」という）に参集した。第 23 回会合は、「高齢化社会に向けた持続可能な社会づくり」をテーマに、日本国厚生労働省及び東アジア・ASEAN 経済研究センター（ERIA）が共催した。

前文：

2. 我々は、2003 年から毎年、本会合を開催している継続的なリーダーシップと温かいおもてなしについて日本国政府、特に厚生労働省に対して、また、共催者としての重要な役割を果たしたことについて ERIA に対して、さらに、第 23 回会合の成功に貴重な貢献を行ったすべての参加者に対して、感謝の意を表した。我々は、第 23 回会合が、高齢者人口を持続可能な形で支援するための政策や取組を推進する上で、情報やベストプラクティスの有意義な交換を促進したこと、また、持続可能な開発のための 2030 アジェンダに沿った包摂的な社会を促進するために、保健、社会福祉及び労働分野における関係者の役割について知見を共有し意見を交換するための効果的なプラットフォームとして機能してきたことを認識した。

3. 我々は、ASEAN 加盟国の人口が急速に高齢化しているという認識、そして、こうした人口動態及び社会経済の変化に対し、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）等を通じ高齢者に対する保健医療、介護及びその他の高齢者に対する社会的保護の統合的サービスを確保すること、社会参加の機会と所得保障を確保すること、地域全体の社会保障制度を強化すること等を通じて、緊急に対応する必要があるという認識を共有した。我々はさらに、包摂的で強靭な社会を促進し、新たな人口動態及び社会経済の課題に対処するための協力を強化するという我々のコミットメントを認識した。

4. 我々は、高齢者、その家族及び地域社会のニーズに応えることを目指した千葉県の官民間の様々な努力と協働並びにアジア健康長寿イノベーション賞（HAPI）の受賞者の献身的な取組を認識した。これには、ウエルシア薬局株式会社、セントケア看護小規模成田、特別養護老人ホーム　蓬莱の杜、杜の家なりた、国際医療福祉大学成田老年医療福祉センター、国際医療福祉大学成田病院、株式会社伊藤園、株式会社カラーズ、株式会社メディヴァ、株式会社シルバーウッド等の取組が含まれる。

提言：

5. これらの成果を踏まえ、我々は以下のとおり提言する。

(1) 高齢者の長寿を祝福しながら、人口の高齢化と人口動態の変化に対応した政策を策定し、実施できるよう、保健、社会福祉及び労働の各分野横断的に経験とベストプラクティスの共有を通じた取組を強化すること。

(2) UHC に基づく保健医療、介護、年金、その他の社会的保護の連携と統合、地域社会の関与、世代間支援、社会参加を強化し、また、高齢者に優しい職場環境や生涯学習を推進するとともに、インフォーマルな雇用及びジェンダー不平等に対処することを通じ、アクティブ・エイジングについての革新的なアプローチを探求し、推進すること。

(3) 保健、社会福祉及び労働分野のサービス及び政策の有効性と効率性を向上させる上でデジタル技術の活用と健全なデータガバナンスが重要であることを認識し、高齢者のデジタルリテラシーと包摂性の向上等を通じてこれらを促進すること。

(4) 高齢者が健康で豊かで充実した生活を維持できるよう、柔軟な雇用の促進と所得保障の確保に向けて努めること。

(5) 高齢化を取り巻く複雑な社会問題に対応し、エビデンスに基づく政策立案を強化するため、地域の民間及びコミュニティ組織を含め、地域的及び多分野間の共働を引き続き強化し、多数の関係者と引き続き関与すること、並びに、政策イニシアティブについて情報を提供し支援するために、法令及び国益と両立する形で国境を越えた情報共有を促進すること。

(6) 人材の育成を上記の取組やイニシアティブと統合した形で促進し、確保すること。

(7) 相互学習、能力構築及び政策革新のプラットフォームとして ASEAN と日本との間のパートナーシップを引き続き活用すること。

第 23 回会合の報告：

6. 我々は、以下のとおり結論した。
   (1) 我々は、第 23 回会合の議事内容と成果について、各国の担当大臣、高級実務者に対し、各加盟国の政策、規制及び社会経済的状況にしたがって、上記の提言を実施するための適切な行動の検討及び採択のために、報告する。

   (2) 日本は、ASEAN 事務局の支援の下、第 23 回会合の議題及び成果について、ASEAN+3 保健大臣会合及び高級実務者会合(AHMM+3/SOMHD+3)、ASEAN+3 社会福祉大臣会合及び高級実務者会合(AMMSWD+3/SOMSWD+3)、並びに ASEAN+3 労働大臣会合及び高級実務者会合(ALMM+3/SLOM+3)に報告する。

7. 我々は、第 23 回会合の成果を土台とした引き続きの協力、及び、第 24 回 ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合での更なる議論することへの期待を表明した。